

平成25年(ワ)第1355号

貸衣装契約解約金条項使用差止請求事件

原告 特定非営利法人消費者支援機構関西

被告 株式会社レンタルブティックひろ

## 意見陳述書

大阪地方裁判所堺支部

民事第1部 御 中

平成25年10月31日

原告 特定非営利活動法人消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

## 記

- 1 全国の消費生活センターに寄せられる苦情相談件数は、架空請求に関するものを除いても、平成15年度以降9年連続で年間80万件を超えています。しかし、これはあくまで氷山の一角であり、商品やサービスに不満を持ったり被害を受けたと感じた消費者が、消費生活センター等の行政窓口相談を持ち込む割合は、わずか約4パーセントとされています。
- 2 このように、事業者と消費者との間には、消費者契約法の文言を借りて言うならば、厳然たる情報の質、量、交渉力の格差が存在するため、大多数の消費者は結局泣き寝入りせざるを得ません。そのため、事業者は、わずかに声を上げることできた少数の消費者に対応するだけで、全体としては違法不当な事業活動を停止することなく、これによって得た利益を依然保持し続けることとなります。これでは、消費者契約法にいう消費者保護という目的を真に達成することはできません。
- 3 こうした中、平成19年6月にスタートした消費者団体訴訟制度は、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、事業者の行為の差止めを求めて

訴訟を起こす権利を有することを認め、これによって消費者への被害の発生及び拡大を未然に防止することを目的とした制度です。

4 私たち消費者支援機構関西は、平成17年に設立され、事業者に対する契約条項の改善や不当勧誘行為の抑止等の申入活動等に取り組んできました。

平成19年8月には適格消費者団体として認定を受け、同訴訟制度の担い手として、消費者のために、この制度を積極的に活用したいと考えております。

5 本件訴訟は、消費者契約法に基づく事業者の約款使用の差止を求める訴訟です。被告は、結婚式用の貸衣装の事業を運営していますが、その約款においては、解約料に関する条項が消費者契約法9条1号に違反することは明らかです。

6 すなわち、当初当団体が問題とした約款は、被告と消費者とのあいだで締結される結婚式に着用するウェディング用衣装のレンタル契約（以下「本件貸衣装契約」といいます）について、契約日から挙式日30日前までに消費者の都合により解約する場合、一律に契約金額の30%の割合による解約料が定められていました。

7 この点、当初、当団体より、当該約款は、契約日から挙式日30日前までの間になされた解約申し入れについては、解約日から挙式日までの期間を全く考慮せず、一律に同額の「取り消し料」を徴求するものであり、また解約申し入れが契約締結から間もない時期になされた場合においても、契約金額の30%の解約料を徴求する扱いは「消費者側の利益を不当に害する可能性がある」旨、申し入れをしました。

その後、原告及び被告間で、上記申し入れについて、文書のやり取りや協議を行いました結果、被告は貸衣装契約の解約料の定めに関して、原告が問題があると指摘した約款の一部改定を約束したため、平成22年10月26日をもって一旦申入活動を終了していました。

8 ところが、改定の約束から約1年半が経過した平成24年6月に「約款の改定がされていない」という内容の情報提供があり、原告が確認のため被告に連絡したところ、被告からは「提携先(複数)との共同業務において用いら

れる契約規定との整合性も配慮する必要があり、別途検討を要している」という内容の回答がありました。

9 さらに、原告が、消費者契約法に基づく裁判外の差止請求として申入れを行ったところ、被告からは「現在、コンピューターを用いたシステムによる申込みへと運用の変更を行っており、今夏の運用開始を予定しております。書面の全面改定には多額の費用を要し、システムの変更に併せて約款の改定を含めた検討を行なっています」との回答がありました。

いずれの回答も、一旦約款の改定を約束してから2年半が経過しても未だ約款のキャンセル条項の改定がされていないことについて、新たな遅延理由を持ち出して、約款の改定作業を現実に行わないという不誠実なものでした。

10 このような経緯に鑑みますと、被告が、今後もなお同様の契約条項（約款）を用いるおそれは払拭しがたいと言わざるを得ません。

裁判所におかれましては、消費者契約法の立法趣旨に照らし、今後同様の消費者の被害の発生ないし拡大の防止のため、適正かつ迅速な判断を下していただきますようお願いいたします。

以 上